

第2章 空家等対策計画の基本的指針

1 基本理念

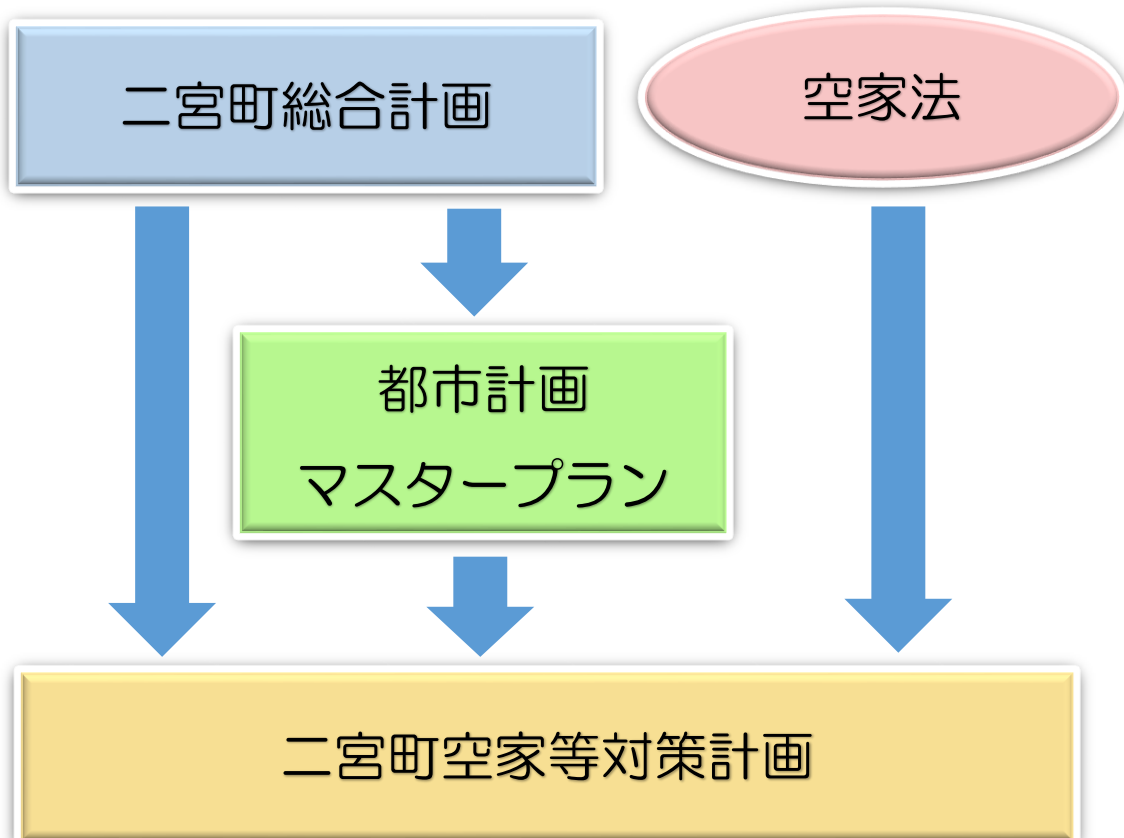
空き家の管理に関し、空家法第3条では「所有者又は管理者（以下、「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする」としています。一方で、所有者等の経済的な事情などにより十分な管理が行うことができず、放置されたままの空き家が多数存在します。

そこで、空き家の問題を個人の問題としてではなく、地域全体の問題と捉え、所有者等、地区住民や事業者等及び町が連携して対策に取り組んでいくことを、本計画の基本理念とします。

2 位置付け

町の空家等対策は、空家法第6条に基づく計画であり、上位計画である二宮町総合計画と都市づくりの方針を定めた都市計画マスタープランとの整合を図ります。

【二宮町空家等対策計画の位置付け】



3 対象地区

平成 27 (2015) 年度に町が実施した二宮町住宅ストック管理流通活用調査（以下、「空き家実態調査」という。）により、町内全域に空き家が分布していることが把握でき、町内全域で空家等対策を行うことが必要であることから、計画の対象地区を町内全域とします（調査の結果については、次章参照）。

対象地区：町内全域

4 対象空家

空家法第 2 条第 1 項に規定する空家等のうち、一戸建て住宅（店舗等併用住宅を含む）を対象とします。

対象空家：一戸建て住宅（店舗等併用住宅を含む）

※空家等の定義（空家法第 2 条第 1 項）
この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

5 計画期間

本計画は、第 5 次二宮町総合計画と整合を図るため、平成 30 (2018) 年度から平成 34 (2022) 年度までの 5 年間を計画期間とします。

なお、計画期間中においても、法改正や社会情勢の変化等が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

**計画期間：5 年間
平成 30 (2018) 年度～平成 34 (2022) 年度**

二宮町空家等対策計画 計画期間

	H30 (2018)	H31 (2019)	H34 (2022)
二宮町総合計画	中期基本計画	後期基本計画	
空家等対策計画	二宮町空家等対策計画		
	適宜計画の見直し		